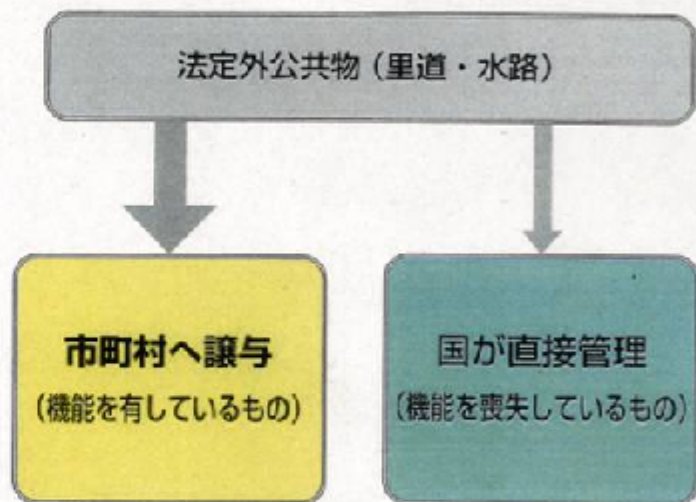


II 地方分権推進計画による譲与（無償譲渡）

地方分権推進計画に基づく「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）が平成12年4月1日に施行され、里道・水路の法定外公共物のうち、機能を有しているものについては、市町村へ譲与（無償譲渡）できることになりました。

地方分権推進計画は、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、住民に身近な行政はできる限り身近な地方公共団体が処理することを基本としています。

今後は、現に公共の用に供されている【里道】・【水路】については、地域住民の生活に密接に関連する公共物として、財産の所在する市町村において、機能管理、財産管理とも行うこととなりました。



譲与手続きは平成17年3月31日の完了を目指します。